

ID: 618

担当部署: 健康推進課

処分の概要	故意の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第60条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<b>【基準】</b> 法第60条の規定による。 第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日